第4章 地盤沈下

1 地盤沈下の現状

千葉県は、地盤沈下を未然に防止するため毎年精密水準測量など監視調査を実施している。 地盤沈下は、一般に地下水の採取や天然ガスかん水などが主な原因と考えられる。

平成 31 年 1 月の測量結果は、表 4-1 のとおり、市内 15 地点のうち 12 地点で隆起しており、 変化量は、最大で4.5mmであった。また、2地点の地盤沈下の変化量は、最大で0.9mm であり、残る1地点は平成30年度に再設したものである。

標	石			所	在	地		
番	号	番	地	I	E	I	標	

(表4-1) 富津市の水準測量成果表 (千葉県調査)

標高m 変化量 Mm 30年1月 31年1月 FT - 2大堀 1380 八坂神社 2.1319 2.1364 +4.5 FT - 3大堀 2003 青堀小学校 7.5090 7.5100 +1.0 FT - 4青木 1561 旧富津市役所富津連絡所 6.6048 6.6062 +1.4 平成 30 年 FT - 5青木三丁目 14-4 青木八坂神社 4.2912 度再設 FT - 6西川 1020 福恩寺 3.6166 3.6164 +0.2 FT - 7新井 605 了恵寺 3.0628 3.0638 +1.0FT - 8富津 36 大乗寺 1.4220 1.4230 +1.0 FT - 9富津 1800 医光寺 2.0101 2.0128 +2.7 FT - 13二間塚 1713-3 八丁山消防機庫 8.5149 +0.8 8.5141 FT - 14青木 887 浄信寺 6.8119 6.8115 +0.4 $\mathrm{F}\;\mathrm{T}-15$ 西川 1348 正珊寺 4.7811 4.7802 -0.9FT - 16篠部 937 万福寺 5.5643 5.5688 +4.5 FT-19千種新田 129 観満寺 11. 2933 11.2948 +1.5 FT - 20絹 142-2 吉野小学校 12.7047 12.7053 +0.6 原種農場大佐和育成地 22,6676 FT - 21絹 313 22,6679 -0.314 基 15 基 計

2 地盤沈下の対策

富津市内における地下水採取は、千葉県環境保全条例及び富津市環境条例に基づき、吐出口 が 6 cm (口径 27.6 mm) を超える揚水機を用いて地下水を汲み上げる井戸について、許可制と して規制している。千葉県環境保全条例に基づく揚水施設許可事業場等の件数は表4-2-1、 富津市環境条例に基づく特定施設(揚水施設)届出事業場等は表4-2-2のとおりである。

なお、許可井戸による年間平均揚水量は、表4-2-3、図4-1のとおりである。

また、揚水施設の設置には、必要最小限の汲み上げなど、適正利用等について監視をしてお り、更に規制対象外の揚水施設(吐出口6 cm以下)を設置する工場・事業場についても指導を 行っている。

(表4-2-1) 千葉県環境保全条例に基づく揚水施設許可工場・事業場 令和2年3月31日現在

吐出口の断面積	許可施設数	計	
6 cm を超えて19 cm 未満	4	4.0	
1 9 cm以上	4 4	4 0	

(表 4 - 2 - 2) 富津市環境条例に基づく特定施設(揚水施設)届出工場・事業場令和 2 年 3 月 3 1 日現在

届出施設数	2
-------	---

(表4-2-3) 富津市における許可揚水施設の年間平均揚水量 (㎡/日)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
年間平均 揚水量	7,010	6, 311	7,003	6, 274	5, 045

